

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新井中川ショッピングセンター
所在地 妙高市大字中川字江端170番1 外
設置者 株式会社原信 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
 - ・株式会社原信
午前9時00分から午後12時00分
 - ・株式会社コメリ
午前10時00分から午後8時00分（ただし年90日午後9時00分）
 - ・株式会社星光堂薬局
午前10時00分から午後8時00分（ただし年90日午後9時00分）
(変更後)
 - ・株式会社原信
午前9時00分から午後12時00分
 - ・株式会社コメリ
午前9時00分から午後9時00分
 - ・株式会社星光堂薬局
午前10時00分から午後9時00分
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)
 - ・荷さばき施設1
午前6時00分から午後5時00分
 - ・荷さばき施設2
午後1時00分から午後6時00分
 - ・荷さばき施設3
午前9時00分から午後1時00分
(変更後)
 - ・荷さばき施設1
午前6時00分から午後5時00分
 - ・荷さばき施設2
午前1時00分から午後6時00分
 - ・荷さばき施設3
午前9時00分から午後1時00分
 - ・荷さばき施設4

午前6時00分から午前8時00分

- 3 変更年月日
 - ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和2年10月22日
 - ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
令和2年2月22日
- 4 変更の理由
施設の運営の効率化を図るため。
- 5 届出年月日
令和2年2月21日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、妙高市観光商工課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年3月6日から令和2年7月6日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp